

情報産業雇用機会向上事業 受託者募集要領

1 目的

県内の製造業、農業、福祉・介護、建設分野などにおけるICT利活用の促進を図り、県内ICT企業とのマッチングを支援することで、情報産業のみならず、県内産業全体の活性化を図る。

2 委託料の上限額

3,000,000円以内（税込み）

※ 当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

3 事業概要

別紙「情報産業雇用機会向上事業 業務仕様書」参照

4 事業実施期間

契約締結の日から平成31年3月8日まで

5 委託事業者数

1社

6 公募参加資格

- (1) 民間企業、個人事業主、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力（現金出納簿等の会計関係帳簿類や労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること。）を有するものであること。
- (2) 当該委託業務を円滑に遂行するための拠点（支店、営業所等）を県内に有すること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の未納がないこと。
- (6) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

7 提出する書類

下記書類を1セットにして、5部（正本1部、副本4部）を提出することとし、副本は押印不要とする。

- (1) 情報産業雇用機会向上事業提案書（様式1）
- (2) 団体等（申込者）概要（様式2）
- (3) 収支内訳書（様式3）

《添付書類》

- ① 企業の場合は商業登記簿謄本の写し、個人事業主は個人事業の開廃業届出書の控えの写し、その他の法人及び団体は定款その他の規約の写し、又はこれらの事項を証明するもの。
- ② 納税証明書(県税に未納がないことの証明。個人県民税及び地方消費税を除く。)
※事業所所在地の県税・総務事務所で取得すること。
- ③ 過去2年分の決算書（決算書がない場合は、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書又は団体の活動内容が分かる書類。）
- ④ 許可等が必要な事業については、それを証明する書類の写し
- ⑤ 提案者の概要が分かる資料（パンフレット、定款等）

8 応募についての留意点等

- (1) 提案書等の提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (2) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- (3) 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に、本要領「6 公募参加資格」を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- (4) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とし、提出された書類は、原則として返却しない。
- (5) 本提案に係る費用は提案者が負担すること。

9 契約についての留意点等

- (1) 県と契約の候補団体との委託契約については、事前に契約仕様書案で双方の意思確認を行う。
- (2) 委託契約を締結する前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付する。
ただし、次のいずれかに認められる場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 企画提案し選定された事業の新規雇用する失業者数及び研修の内容・規模等については、双方で確認の上、変更する場合がある。
- (4) 委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等は県に帰属する。
- (5) 委託費の支払いについては、概算払い（年複数回に分けて支払う。なお、支払いの

時期及び金額については、委託契約を締結する際に協議の上決定する。)とする。
(6) 委託業務の第三者への再委託は原則として禁止する。ただし、宮崎県知事の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。

10 募集期間

平成30年7月10日(火)から平成30年8月3日(金)午後5時まで

11 審査方法

提案書の内容についてヒアリング等を実施予定。

ヒアリング等の日程等については、応募者に別途通知する。

12 説明会の実施

(1) 期日

平成30年7月13日(金) 午前11時から12時まで

(2) 場所

宮崎県庁8号館4階 第2会議室(宮崎市橘通東2丁目10番1号)

(3) 参加資格

本要領中「6 公募参加資格」を満たす団体に属する者

(4) 留意事項

- ・ 参加人数は、各団体2名までとする。
- ・ 説明会に参加しない場合でも、企画提案募集への参加は可能である。
- ・ 説明会に参加する場合は、下記13の連絡先まで事前に連絡を行うこと。

13 問い合わせ先及び時間

(1) 問い合わせ先 宮崎県商工観光労働部 企業振興課 工業・情報産業振興担当
(担当 齊藤、千知岩)

電話番号 0985-26-7095 (直通)

ファクシミリ 0985-32-4457

E-mail kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 時間 9:00から12:00まで、13:00から17:00まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)